

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所 大和郡山市：あすなら苑、あすならホーム郡山
 奈良市：あすならホーム（富雄・西の京）、あすならハイツ（あやめ池・恋の窪）
 生駒市：あすならホーム菜畑
 大和高田市：あすならホーム高田

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.42円**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）

【介護保険基本サービス 定額報酬（1ヶ月）】

①訪問看護サービスを行わない場合

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	5,697単位	59,362円	5,937円	11,873円	17,809円
要介護2	10,168単位	105,950円	10,595円	21,190円	31,785円
要介護3	16,883単位	175,920円	17,592円	35,184円	52,776円
要介護4	21,357単位	222,539円	22,254円	44,508円	66,762円
要介護5	25,829単位	269,138円	26,914円	53,828円	80,742円

②看護師が訪問看護サービスを行う場合

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	8,312単位	86,611円	8,662円	17,323円	25,984円
要介護2	12,985単位	135,303円	13,531円	27,061円	40,591円
要介護3	19,821単位	206,534円	20,654円	41,307円	61,961円
要介護4	24,434単位	254,602円	25,461円	50,921円	76,381円
要介護5	29,601単位	308,442円	30,845円	61,689円	92,533円

③准看護師が訪問看護サービスを行う場合 …看護師が訪問した場合の98/100

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	8,146単位	84,881円	8,489円	16,977円	25,465円
要介護2	12,725単位	132,594円	13,260円	26,519円	39,779円
要介護3	19,425単位	202,408円	20,241円	40,482円	60,723円
要介護4	23,945単位	249,506円	24,951円	49,902円	74,852円
要介護5	29,009単位	302,273円	30,228円	60,455円	90,682円

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。
 ※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。
 ※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算/1月につき	315単位	3,282円	329円	657円	985円
特別管理加算（Ⅰ）/1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算（Ⅱ）/1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算/死亡月	2,000単位	20,840円	2,084円	4,168円	6,252円
初期加算/1日につき	30単位	312円	32円	63円	94円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,420円	1,042円	2,084円	3,126円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,084円	209円	417円	626円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）/1月につき	90単位	937円	94円	188円	282円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）/1月につき	120単位	1,250円	125円	250円	375円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）/1月につき	750単位	7,815円	782円	1,563円	2,345円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	640単位	6,668円	667円	1,334円	2,001円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1月につき	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
 どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【減算】

(デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します)

減算項目	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
訪問看護サービスを行った場合 要介護1	91単位	948円	95円	95円	95円
訪問看護サービスを行った場合 要介護2	141単位	1,469円	147円	147円	147円
訪問看護サービスを行った場合 要介護3	216単位	2,250円	225円	225円	225円
訪問看護サービスを行った場合 要介護4	266単位	2,771円	278円	278円	278円
訪問看護サービスを行った場合 要介護5	322単位	3,355円	336円	336円	336円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護1	62単位	646円	65円	130円	194円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護2	111単位	1,156円	116円	232円	347円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護3	184単位	1,917円	192円	384円	576円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護4	233単位	2,427円	243円	486円	729円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護5	281単位	2,928円	293円	586円	879円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.2%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に2.4%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に22.4%（13.7%+2.4%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に20.3%（13.7%+2.4%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を

乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。